



忙しいパパ・ママに
「あったらいいな」を

令和6年度

館山市

学童クラブ入所のご案内

もくじ

学童クラブの概要

- 1. 学童クラブとは・・・・・・・・・・ P1
- 2. 公設学童クラブについて・・・・・・・・ P1
- 3. 館山市の学童クラブ一覧・・・・・・・・ P1
- 4. 学童クラブの基本情報・・・・・・・・ P2

どんな子が入れるの？

- 5. 入所の要件・・・・・・・・・・ P2

期間や料金など

- 6. 利用コース・・・・・・・・・・ P3
- 7. 利用料の納付方法・・・・・・・・・・ P4

必要な書類

- 8. 必要な書類・・・・・・・・・・ P5

入所までの流れ・その他

- 9. 入所申込みから決定までの流れ・・・・ P6
- 10. 利用料の減免・・・・・・・・・・ P7
- 11. 変更のお手続き、退所事由・・・・・・・・ P7

「学童クラブ」の
「アレ」が知りたい時は

←ココ！



館山市ホームページ
「学童クラブ」



<http://www.city.tateyama.chiba.jp/kodomo/page009929.html>

問合せ先

館山市教育委員会 こども課 ☎0470-22-3496

1. 学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図る事業です。

2. 公設学童クラブについて

平成 27 年 4 月より、7 つの学童クラブが公設としてスタートしました。公設学童クラブでは、入所の申込み受け付けや審査、及び利用料の徴収は市が行い、運営は民間事業者が担います。

3. 館山市の学童クラブ一覧

船形学童クラブ

船形 405-2 (船形小学校内)

☎0470-27-5344

定員 30 人

那古学童クラブ

那古 325 (那古小学校内)

☎0470-27-3434

定員 55 人

北条学童クラブ

北条 456 (北条小学校内)

☎0470-24-5655(第一)

☎0470-23-7565(第二)

定員 130 人

館山学童クラブ

館山 317 (館山小学校内)

☎0470-23-4616

定員 70 人

豊房学童クラブ

大戸 255

☎0470-24-1868

定員 30 人

館野学童クラブ

山本 1028 (館野小学校内)

☎0470-24-2988

定員 35 人

九重学童クラブ

菌 268-1 (九重地区公民館内)

☎0470-20-3733

定員 20 人

神戸学童クラブ

佐野 2070 (房南小学校内)

☎080-1219-3941

定員※



※神戸学童クラブは保護者会で運営されている民間の学童クラブです。入所の申込方法や利用条件については、直接神戸学童クラブへお問い合わせください。

4. 学童クラブの基本情報

開所日 月～金曜日、第4土曜日



- ◆第4土曜日が祝日の場合は、振替開所します。詳しい日程については、学童施設の方から別途連絡します。
- ◆学校行事等により振替休日とされた日であっても、学童クラブは上記開所日通りに開所します。
- ◆祝日、および12月29日から1月3日は開所しません。

利用時間

【通常利用時間】

平日 放課後～18時 / **学校休業日** 8時～18時

【延長利用時間】

平日 18時～18時30分 / **学校休業日** 7時30分～8時
18時～18時30分

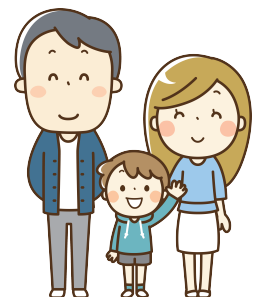


- ◆延長利用は利用の申込みをしている人のみが対象です。

5. 入所の要件

学童クラブに入所できる児童は、市内の小学校に通う児童のうち、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 保護者が働いている場合
- (2) 保護者が求職活動や起業準備をしている場合
- (3) 保護者が学校（職業訓練校等を含む）に通っている場合
- (4) 母親が妊娠中又は出産後間もない場合（出産予定月とその前後2ヵ月）
- (5) 保護者が疾病又は心身の障がいを持っている場合
- (6) 家庭に、疾病又は心身に障がいのある人がいるため、保護者が長期にわたり看護・介護・付添等にあたっている場合
- (7) 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- (8) 前各号に類する状態にあると市長が認める場合



6. 利用コース

学童クラブには、下記の3つの利用コースがあります。申込者多数の場合は、「**毎日利用**」が「**一日利用**」より優先されます。

夏休みに入る7月入所の審査においては、「**毎日利用**」が最優先、次いで「**夏休み利用**」、最後に「**一日利用**」の順での優先順位となります。

毎日利用 一年を通して、毎日利用するコースです。

利用料金 ……月額10,000円（8月のみ15,000円）

延長利用料

- ◆4月、7月、12月、1月、3月の7時30分～8時／月額500円、8月／月額2,000円（5～6月、9～11月、2月は無料です）
- ◆18時～18時15分／月額1,000円、18時～18時30分／月額2,000円
- ◆迎え時間に遅れた場合／15分毎100円

入所期間 ……◆入所日から当該年度末まで

◆産前産後は出産予定月とその前後2ヶ月

◆求職による入所は入所月から又は退職月の翌月から3か月

申込期限

【4月入所一次申込受付】

◆令和5年11月20日（月）～12月15日（金）平日8時30分～17時

※12月7日、14日（木）は19時まで、12月10日（日）は10時～15時

【4月入所二次申込受付】

◆令和6年2月1日（木）～令和6年2月15日（木）平日8時30分～17時

◆**年度途中入所は入所月の前月15日まで**

◆**育休復帰の場合、復帰に伴う入所月の2ヶ月前に申込可能**

夏休み利用 夏休み期間中に、毎日利用するコースです。

利用料金 ……20,000円

延長利用料 ……◆7時30分～8時 / 2,500円

◆18時～18時15分 / 1,300円

◆18時～18時30分 / 2,600円

入所期間 夏季休業期間中 **申込期限** 5月31日

一日利用 一日を単位として利用するコースです。

利用料金 授業日 / 1,000円、学校休業日 / 1,600円

延長利用料 15分毎100円（18時～18時30分）

入所期間 入所月の末日まで **※利用月ごとに申込みが必要です**

申込期限 4月入所は2月15日まで **※年度途中入所は、原則入所月の前月15日まで**



注意!

- ・保護者の方は、原則1週間前までに、利用日を学童クラブへ連絡してください。
- ・キャンセルは利用日前日までにお願いします。当日キャンセルは利用料が発生します。

7. 利用料の納付方法

① 納付方法と納付期限

利用コース	納付方法	納付期限
毎日利用	口座振替 (振替開始までは納入通知書)	利用月の末日
夏休み利用	納入通知書	8月の末日
一日利用	口座振替または 納入通知書	利用月の翌月末

Check!

- ◆毎日利用の利用料の納付は、原則として金融機関での口座振替です。入所決定通知書と合わせて口座振替依頼書を送付しますので、必要事項をご記入の上、下記のいずれかの金融機関にお申込みください。
- ◆口座振替は開始されるまで1～2ヶ月ほどかかりますので、その間は納入通知書によりお支払いください。
- ◆月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

口座振替金融機関

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・館山信用金庫・君津信用組合
中央労働金庫・安房農業協同組合・千葉県内の東日本信漁連

注意!

② 利用料を滞納した場合

- ◆納期限を過ぎた場合には、過ぎた日数に応じた遅延損害金を徴収します。
- ◆正当な理由がなく滞納した場合は、入所の許可を取り消す場合があります。
- ◆納付期限までのお支払いが困難な場合は、納付の相談を受け付けておりますので、お早めにこども課までご相談ください。

8. 必要な書類

①学童クラブ入所申込書

②児童票

③保育の必要性を証明する書類

保護者の状況により必要な書類が変わります（下記表参照）。

- (1) 保護者の書類（父・母 各1枚）
- (2) 同居している70歳未満の同居者の書類



上記(2)に関する注意!

- ※住民票上別世帯であっても、同一敷地内にお住まいの方は同居者とみなします。
- ※住民票上同一住所の場合は、別居していても同居者とみなします。

保護者の状況	保育の必要性を証明する書類
就労	就労証明書
求職活動	申立書
就学	入学許可証、および在学証明書
妊娠・出産	母子手帳
疾病・障害	申立書、および診断書(※)、 障害者手帳(写)、療育手帳(写)、 介護保険証(写)、のいずれか一つ
介護・看護	(※) 診断書は、病名の他にお子さんを 保育できない期間や内容が記 載されている必要があります。
災害復旧	罹災証明書



Check!

- ◆家庭の状況により、上記に記載のない書類の提出を求められることがあります。
- ◆証明書類の提出が無い場合には、入所審査時に求職中と同様の扱いとします。
- ◆父母以外の同居者（70歳未満）の証明書類の提出が無い場合には入所審査時に優先順位が下がります。

④利用料減免申請書

利用料減免の要件が適用される方のみ提出する書類です。詳細は P7 の「10. 利用料の減免」を参照してください。

9. 入所申込みから決定までの流れ

入所申込

館山市役所こども課へ、締切日までに書類を提出してください。現在学童クラブを利用されている方は、学童クラブへの提出も可能です。



入所審査

希望利用区分や保育が必要な理由及びご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し、入所児童を決定します。提出書類に不明な点がある場合は、電話などで確認します。



通知等

入所決定の場合

- ◆入所が決定した場合には、入所決定通知を送付します。
- ◆初めて学童クラブを利用する児童に対しては、指導員との面接をし、活動内容や必要な持ち物など、具体的な説明をします。
- ◆保護者の方は、入所が決定した学童クラブへ連絡をし、面接の日程を調整してください。

入所保留の場合

- ◆毎日利用での申込みの場合のみ、翌月以降も審査を行います。
- ◆定員以上に申込みがあり、入所を保留した場合には、入所審査結果通知書を送付します。
- ◆入所が可能となった時点で、こども課からご連絡します。入所の必要がなくなった場合には、申込みの取下げをお願いします。



- ◆4月入所の一次申込の決定は、1月下旬を予定しています。

10. 利用料の減免

次のような場合は、利用料減免申請書の提出により利用料が減免されます。**申請がない場合、減免は適用されません。**遑つての減免はできませんのでご注意ください。

生活保護世帯

学童クラブの利用は無料です。減免を適用する場合は、生活保護受給証明書の提出が必要です。

入所児童が2人以上いる世帯（兄弟姉妹入所）

2人目の学童クラブの利用は半額、3人目以降は無料です。延長利用料は減免されません。兄弟姉妹の数は、入所児童で最も年齢が低い児童を1人目、2番目に年齢が低い児童を2人目と、年齢が低い方から数えます。



- ◆一日利用の場合は、利用コースの異なる兄弟姉妹間では適用されません。
- ◆一日利用で申込む場合、利用月ごとに利用料減免申請書の提出が必要です。

11. 変更のお手続、退所事由

入所後に世帯状況等に変化があった場合は、所定の手続きが必要ですので、こども課にご連絡ください。学童クラブの利用方法の変更、および退所したい場合は、前月の15日までにこども課へ必要書類を提出してください。また、下記に該当することになった場合は学童クラブを退所となりますのでご注意ください。

- ①保育の必要性が認められなくなった場合
- ②館山市外へ転出をした場合
- ③申込み内容に虚偽があった場合など

